

予防接種事務のデジタル化に係る特定個人情報保護評価(全項目評価) 再実施に伴うパブリックコメントの実施について

1 報告趣旨

国が実施する予防接種事務のデジタル化^{*1}に伴い、本市においても令和10年(2028年)4月に同事務のデジタル化への移行を予定している。これにより、個人情報とマイナンバーを組み合わせた特定個人情報を扱う予防接種事務が新たに生じることから、既に全項目評価を実施している「予防接種に関する事務」について、特定個人情報保護評価^{*2}の再実施が必要^{*3}となる。全項目評価の再実施にあたりパブリックコメント手続を行うため、その内容について報告する。

*1 別紙1「予防接種事務のデジタル化のイメージ・メリット」参照

*2 「特定個人情報保護評価」とは、特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。

「全項目評価書」については、別紙2「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の構成・記載内容」参照

*3 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条に基づき、個人番号を含む個人情報ファイルの取扱いに重要な変更を加えるため、全項目評価の再実施が必要。

2 報告内容

(1) 予防接種に関する事務全項目評価書(素案)の変更内容

既に全項目評価を実施した「予防接種に関する事務」に、デジタル化移行に伴う予診情報・予防接種記録管理/請求支払いシステム(以下「予予システム」という。)を活用した情報連携に係る予防接種事務を追加し、全項目評価を再実施する。あわせて新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種の接種記録等を管理するワクチン接種記録システムについて、令和6年(2024年)9月に全国的な運用が終了しているため、全項目評価の評価対象から削除する。

(2) 予防接種に関する事務全項目評価書(素案)

別紙3 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)「予防接種に関する事務」素案

別紙4 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)「予防接種に関する事務」素案の概要

(3) 特定個人情報保護評価のイメージ



(4) パブリックコメント手続の実施

ア 期間 令和8年(2026年)7月16日(木)から令和8年(2026年)8月17日(月)まで

イ 周知方法 広報はちおうじ7月15日号、市ホームページ

ウ 閲覧場所 保健所5階 健康づくり推進課、市役所本庁舎1階市政資料室、各図書館、市民部各事業所、各市民センター、市ホームページ

エ 提出方法 郵送、FAX、電子メール、健康づくり推進課窓口への提出

(5) 今後のスケジュール

令和8年(2026年) 12月 特定個人情報保護評価 第三者点検(八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会)

令和9年(2027年) 3月 特定個人情報保護評価書の提出・公表

8月 予予システムへの連携に関わる業者決定・検証開始

令和10年(2028年) 4月 予予システムへの連携開始